

美馬市学校給食センター
整備・運営事業

実 施 方 針

令和3年9月7日

美馬市

目 次

第1章 特定事業の選定に関する事項.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
2 本事業の内容.....	3
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1 事業者の募集及び選定方法.....	8
2 事業者の募集及び選定のスケジュール.....	8
3 応募手続き等.....	9
4 参加者の参加資格要件.....	10
5 審査及び選定に関する事項.....	13
6 提出書類の取扱い.....	13
第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	15
1 予想される責任分担に関する基本的な考え方.....	15
2 予想されるリスクと責任分担.....	15
3 事業実施状況のモニタリング.....	15
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	19
1 基本的考え方.....	19
2 立地条件.....	19
3 施設内容.....	20
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	21
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	21
4 その他.....	21
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
1 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	22
2 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	23
1 議会の議決.....	23
2 情報公開及び情報提供.....	23
3 本事業において使用する言語等.....	23
4 応募に伴う費用負担.....	23
5 実施方針に関する問合せ先.....	23

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

美馬市学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の種類

学校給食センター

(3) 公共施設等の管理者等の名称

美馬市長 藤田 元治

(4) 事業の目的

美馬市（以下「本市」という。）の学校給食は、第2次教育振興計画により、「児童生徒が生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送るための基礎を培う健康教育の一環として重要な役割」を担う施設とされている。

本市では、既存の学校給食センターが4施設あり、それぞれ施設内容や規模の違いから、統一した献立による給食の提供ができないこと、老朽化する施設の修繕や調理設備の更新などが効率的に行えないこと、2施設では床がウエット方式（ドライ運用）であり衛生的な課題があるなどにより、安全・安心でおいしい給食提供を行っていくうえで、解決しなければならない課題は山積している。

これら課題の解消を図りつつ、学校給食法の目的である「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ること」を達成し、安全かつ質の高い給食を提供するとともに、給食への多様な要望に対応するため、本市は、既存の学校給食センター4施設を統合し、新しい美馬市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を整備することとした。

本事業は、本実施方針に掲げる事項を基本的な条件として、学校給食センターの整備を行い、安全・安心で魅力ある学校給食を実現することを目的とする。

また、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減の観点から本事業の実施に当たり、DBO方式の導入を図るものとする。

(5) 施設整備のコンセプト

「令和2年度美馬市学校給食センター整備基本計画」に基づき、学校給食センターは次の4つのコンセプトに基づいて施設整備を行う。

① 安全・安心な学校給食の提供

- ・安全で安心な給食を確実に提供するため、H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害分析・重要管理点) の考え方に基づき、徹底した衛生管理体制の構築を目指す。
- ・学校給食衛生管理の基準に基づく施設整備及び配置を行う。
- ・ドライシステムの導入により、衛生管理面の徹底や調理員の安全・健康管理、作業効率の向上を図る。

② 多様な献立にも対応可能かつ安全なアレルギー対応給食の提供

- ・栄養バランスに配慮したおいしい給食の提供を目指す。手作り給食として、炊飯設備による炊き込みご飯・ピラフ等への対応や、魚肉類下処理室への攪拌機、成形機等の設置等を行う。
- ・アレルギー対応食については、20食程度のアレルギー対応食の調理を可能とする。

③ 施設の集約及び効率的な事業運営を実現

- ・建設予定地は、周辺環境や配送時間等のほか市財政への負担を考慮して、別紙3のとおりとする。
- ・厨房機器の熱源は、電気・ガス・蒸気のベストミックス方式を基準とする。
- ・施設整備の段階から、維持管理・修繕・施設運営全般にわたり、将来的なコストの縮減に努めるものとする。

④ 食育及び地産地消の推進

- ・20名程度が収容可能な会議室を配置する。調理室内の映像を見ることができ設備を設置することで、近くで見られない調理風景を見ることができ場を提供し、一連の調理の流れの中で、食品の扱い方、調理員の作業の様子を知ること、食育に資する場とする。
- ・地場食材を積極的に活用し地域産業や文化の理解を深めるとともに、学校給食を通して児童・生徒一人ひとりが食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育てるような施設を目指す。

2 本事業の内容

本事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 施設概要

- ① 建設予定地：徳島県美馬市脇町字小星
- ② 敷地面積：3,900 m²
- ③ 供給能力：最大2,000食/日（1献立）
- ④ 供給対象校：幼稚園3園、小学校8校、中学校7校
- ⑤ アレルギー対応食：最大20食/日（除去食）

(2) 事業方式

本事業はD B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。本市は本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達する。なお、本施設は、本市が所有する。また、本施設の設計・建設業務については、学校施設環境改善交付金の対象事業として実施する。

(3) 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

なお、本施設は、令和5年9月に供用開始を予定している。

- ① 事業契約締結 令和4年3月
- ② 施設整備期間 令和4年4月～令和5年7月（16か月間）
- ③ 開業準備 令和5年8月（1か月間）
- ④ 施設供用開始 令和5年9月
- ⑤ 維持管理・運営期間 令和5年9月～令和20年3月（14年7か月間）

(4) 事業者の業務範囲

本市と事業契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）の業務範囲は、以下に示すとおりである。

なお、詳細については、「要求水準書」に提示する。

- ① 施設整備業務
 - ア. 設計業務
 - イ. 建設業務
 - ウ. 調理設備等調達・設置業務
 - エ. 工事監理業務
 - オ. 完了検査及び引渡し業務

- ② 開業準備業務
 - ア. 各種設備・備品等の試運転
 - イ. 開業準備期間中の施設の維持管理
 - ウ. 本施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - エ. 従業員等の研修
 - オ. 調理リハーサル

- カ. 配送リハーサル
- キ. 給食提供訓練業務
- ク. 試食会の開催支援
- ケ. 事業説明資料の作成
- コ. 見学者用施設案内 DVD の作成

③ 維持管理業務

- ア. 建築物維持管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- イ. 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ウ. 調理設備維持管理業務（調理設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- エ. 調理備品維持管理業務
- オ. 食器・食缶等維持管理業務
- カ. 事務備品維持管理業務（市職員用事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- キ. 外構維持管理業務（外構の点検・保守、その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ク. 清掃業務
- ケ. 警備業務（本施設の市専用部以外対象）
- コ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

④ 運營業務

- ア. 日常の検収支援業務
- イ. 給食調理業務（アレルギー対応食を含む。）
- ウ. 洗浄等業務
- エ. 配送及び回収業務
- オ. 廃棄物処理業務
- カ. 衛生管理業務
- キ. 配送車両調達・維持管理業務
- ク. 食育関連業務（食材調達・献立作成支援業務）
- ケ. 給食エリア等清掃業務
- コ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(5) 本市が行う業務

本事業において、本市が行う主な業務は次のとおりである。

- ① 敷地造成業務
- ② 配送先の整備業務
- ③ 献立作成・栄養管理業務
- ④ 食材調達・検収業務

- ⑤ 給食費の徴収管理業務
- ⑥ 食数調整業務
- ⑦ 配送校の調整業務
- ⑧ 配膳業務
- ⑨ 配膳室の維持管理業務
- ⑩ 市職員用事務室内の事務備品の調達、維持管理・更新業務

(6) 本事業における本市から事業者への支払い

本事業における本市から事業者への支払いは以下のとおりであり、本市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

なお、詳細については、設計・建設工事等請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）に提示する。

① 本施設の設計及び建設の対価

施設整備業務に係る対価については、前払金の他、令和4年度末における部分払い、引き渡し後の残額支払いを予定している。

② 維持管理及び運営の対価

維持管理業務及び運營業務に係る対価については、供用開始後から維持管理・運営期間中にわたって支払う予定である。対価は四半期ごとに支払うものとし、物価変動に基づき、改訂することを予定している。

(7) 事業期間終了時の措置

事業者の業務は、事業期間の満了をもって終了する。事業者は、事業期間中、本施設の適切な保守点検、維持管理を行い、要求水準が維持された状態で事業期間を終了すること。

(8) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたっては、以下の法令等を遵守するものとする。

① 法令

- ア. 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- イ. 学校給食法（昭和29年法律第160号）
- ウ. 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- オ. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- カ. 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- キ. 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ク. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ケ. 建築士法（昭和25年法律第202号）
- コ. 建設業法（昭和24年法律第100号）
- サ. 景観法（平成16年法律第110号）
- シ. 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ス. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- セ. 都市計画法（昭和43年法律第100号）

- リ. 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ル. 高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- レ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ロ. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ヘ. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ト. 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- チ. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ニ. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ス. 国等及び独立行政法人などにおける温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）
- ネ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ノ. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ハ. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ヒ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- フ. 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ヘ. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ホ. 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
- マ. 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ミ. 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号）
- ム. その他関連法令

② 県、市条例

- ア. 徳島県建築基準法施行条例（昭和 47 年 7 月 21 日徳島県条例第 32 号）
- イ. 徳島県屋外広告物条例（平成 4 年 12 月 25 日徳島県条例第 52 号）
- ウ. 美馬市景観条例（平成 26 年 7 月 11 日美馬市条例第 32 号）
- エ. 美馬市水道条例（平成 17 年 3 月 1 日美馬市条例第 207 号）
- オ. 美馬市公共下水道条例（平成 17 年 3 月 1 日条例第 147 号）

③ 各種基準等

- ア. 学校給食衛生管理基準（平成 21 年文部科学省告示第 64 号）
- イ. 学校給食実施基準（平成 21 年文部科学省告示第 61 号）
- ウ. 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発第 0616 第 1 号改正）
- エ. 調理場における洗浄・消毒マニュアル（Part 1）（平成 21 年 3 月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）
- オ. 調理場における洗浄・消毒マニュアル（Part 2）（平成 22 年 3 月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）
- カ. 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）
- キ. 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日改正）
- ク. 学校環境衛生基準（平成 30 年文部科学省告示第 60 号）
- ケ. 学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践（平成 30 年度

改訂版)

- コ. 建築設計基準及び同解説 (国土交通省大臣官房長官営繕部整備課監修)
- カ. 建築構造設計基準及び同解説 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修)
- シ. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ス. 体育館等天井の耐震設計ガイドライン (財団法人日本建築センター)
- セ. 建設設備設計基準 (国土交通省大臣官房長官営繕部設備・環境課)
- ソ. 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- タ. 公共建築工事標準仕様書 (電気工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- チ. 公共建築工事標準仕様書 (機械設備編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ツ. 建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
- テ. 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ト. 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
- ナ. 建築物解体工事共通仕様書 (国土交通省官房長官営繕部)
- ニ. 官庁施設の基本的性能基準・同解説 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ヌ. その他関連要綱・基準等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

(1) 募集方法

事業者の募集は公開募集方式とし、本市による募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集、基本契約書（案）、設計・建設工事等請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）及び運營業務委託契約書（案）（以下、「募集要項等」という。）の公表を行う。

(2) 選定方法

事業者の選定にあたっては、「公募型プロポーザル方式」により行う予定である。

(3) 選定基準

優先交渉権者選定の手順の詳細については、「優先交渉権者選定基準」に提示する。

2 事業者の募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日程（予定）	内 容
令和3年9月7日（火）	実施方針の公表
令和3年9月17日（金）	実施方針への質問及び意見の受付締切
令和3年9月28日（火）	実施方針への質問に対する回答公表
令和3年10月上旬	募集要項等の公表
令和3年10月中旬	募集要項等に関する質問受付①
令和3年10月下旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表①
令和3年11月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付
令和3年11月上旬	募集要項等に関する質問受付②
令和3年11月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表②
令和3年11月中旬	資格審査結果の通知
令和3年12月中旬	提案書の受付
令和4年1月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和4年1月下旬	仮事業契約締結
令和4年3月下旬	本事業契約締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付日時：令和3年9月7日(火)午前9時～令和3年9月17日(金)午後5時

受付方法：(様式第1号)実施方針等に関する質問・意見書書に記入の上、添付ファイルにてE-mailにより提出すること。

E-mail nigiwai@mima.i-tokushima.jp

(2) 実施方針に関する質問に対する回答

実施方針に関する質問書に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年9月28日(火)までに、本市のホームページで公表する。

なお、本市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

(3) 実施方針の変更

実施方針の公表における民間事業者からの意見等を踏まえ、募集要項等の公表までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更が重要事項に及ぶ場合は、実施方針(変更)を本市のホームページ等にて公表する。また、実施方針の変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には変更後のスケジュールも提示するものとする。

(4) 募集要項等の公表

募集公告を行い、募集要項等を本市のホームページで公表する。

(5) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に関する質問を受け付ける。質問の方法等については、「募集要項」に提示する。

(6) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等については、「募集要項」に提示する。

(7) 提案書の受付

参加者から、資格審査に必要な書類及び本事業に関する価格提案書及び技術提案書の提出を求める。提案書等の提出方法、時期及び提案に必要な書類の詳細等については、「募集要項」に提示する。

(8) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、「美馬市学校給食センター整備・運営事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)」の審査を経て、本市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査の結果は参加者に通知するとともに、本市のホームページで公表する。

(9) 事業契約締結

本市は、事業者と仮契約を締結した後、基本契約、設計・建設工事等請負契約、維持管理業務委託契約及び運營業務委託契約により構成される事業契約の締結に関する美馬市議会の議決を経て、本契約の締結とする。

4 参加者の参加資格要件

(1) 参加者の構成等

参加者の構成については、以下のとおりとする。

- ① 参加者は、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）、建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）、工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）、調理設備・調理備品等を調達・設置する者（以下「調理設備企業」という。）、維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）及び運營業務を実施する者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成員」という。）のグループ（以下「参加グループ」という。）により構成されるものとする。なお、1者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。なお、本事業は、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、本市内に本店又は主たる営業所を有している企業の積極的な参画や地域住民の雇用促進について期待をしているところである。
- ② 上記において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、次のア.又はイ.に該当する者をいう。
 - ア. 当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ. 当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者
- ③ 設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとする。
 - ア. 設計企業
「第1章 2（4）①」に掲げる設計業務
 - イ. 建設企業
「第1章 2（4）①」に掲げる建設業務（必要に応じて「第1章 2（4）②」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）
 - ウ. 工事監理企業
「第1章 2（4）①」に掲げる工事監理業務
 - エ. 調理設備企業
「第1章 2（4）①」に掲げる調理設備等調達・設置業務（必要に応じて「第1章 2（4）②」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）
 - オ. 維持管理企業

「第1章 2 (4) ③」に掲げる維持管理業務（必要に応じて「第1章 2 (4) ②」に掲げる開業準備業務の支援を行うこと。）

カ. 運営企業

「第1章 2 (4) ④」に掲げる運営業務

- ④ 構成員のうち、運営企業を代表企業として定め、応募手続や優先交渉権者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内のすべての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等については、原則として、すべて代表企業を通じて行う。なお、本事業に係るSPC（特別目的会社）の設立は不要とする。

(2) 参加者の参加資格要件

① 設計企業及び工事監理企業の参加資格要件

設計企業及び工事監理企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア. 令和3年度美馬市入札参加有資格業者名簿（測量建設コンサルタント）に登録されていること。未登録の場合は契約締結までに登録を行うこと。
イ. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。

② 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の者で実施する場合には、全ての者がアからエの要件を満たすこと。

- ア. 令和3年度美馬市入札参加有資格業者名簿（建設工事）に登録されていること。未登録の場合は契約締結までに登録を行うこと。
イ. 建築一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の特定建設業の許可を受けていること。
ウ. 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合評定値が1,500点以上であること。
エ. 四国内に建設業法上が定める支店または営業所を有していること。

③ 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の企業で分担して調理設備等調達・設置業務を実施する場合には、すべての者がア.に掲げる要件を満たし、かつ、少なくとも1者がイ.に掲げる要件を満たすことにより、当該複数の企業全体で次のすべての要件を満たす者とする。

- ア. 令和3年度美馬市入札参加有資格業者名簿（物品製造等）に登録されていること。未登録の場合は契約締結までに登録を行うこと。
イ. 平成23年度以降に1,500食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設への調理設備の納入実績を有すること。

④ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

- ア. 令和3年度美馬市入札参加有資格業者名簿（物品製造等）に登録されていること。未登録の場合は契約締結までに登録を行うこと。
- ⑤ 運営企業の参加資格要件
- 運営企業は、次のすべての要件を満たしていること。
- ア. 令和3年度美馬市入札参加有資格業者名簿（物品製造等）に登録されていること。未登録の場合は契約締結までに登録を行うこと。
- イ. 平成23年度以降に1,500食/日規模以上の供給能力を持つドライシステムの学校給食施設又はドライシステムの特定給食施設において、調理業務を履行した実績を元請として有すること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、参加者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当する者
- ② 設計企業及び建設企業は、参加表明書の提出日において、国・徳島県・本市の指名停止措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者
- ⑥ 徳島県内で、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の調理業務及び大量調理施設における調理業務において過去3年の間に、また、その他の調理施設における調理業務において過去1年間の間に、食中毒事故による営業停止の処分を受けている者
- ⑦ 本事業に係る発注支援業務に関与した者及びその関連会社
 本事業の発注支援業務に関与した者は、次のとおりである。
 - ・株式会社エイト日本技術開発（岡山県岡山市北区津島京町三丁目1-21）
 - ・豊原総合法律事務所（東京都港区南麻布4-4-10-405）
 なお、「関連会社」とは、次の者をいう。
 - ・発注支援業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・発注支援業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ・代表権を有する役員が、発注支援業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ⑧ 本市が本事業のために設置する審査委員会の委員又はこれらの者と資本面若し

くは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者、「人事面において関連がある者」とは、当該企業又は法人の代表権を有する役員である者及びその者が属する企業又は法人をいう。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、審査結果の公表までの期間に、参加者が上記参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

なお、優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成員が参加者の参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会の設置

本市は、参加者が提出した提案書の評価を行うため、審査委員会を設置する。審査委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、審査委員会の審査により選定された最優秀提案者及び次点提案者をもとに、本市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(2) 審査の手順及び方法

① 参加資格審査

参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

② 提案書審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者選定基準」に従って、審査委員会において提案書等の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。評価方法は、参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化、得点の合計が最も高い提案を行った参加者を最優秀提案者とし、次点を次点提案者として選定する。

③ 審査事項

審査事項は、「優先交渉権者選定基準」に提示する。

④ 審査結果

審査結果は公表する。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加者から提出された提案書の著作権は、参加者に帰属する。

ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、優先交渉権者

として選定された参加者の提案書の一部を無償で使用でき、また、優先交渉権者選定結果の公表に必要な範囲でその他の参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として「表2 リスク分担」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等に提示する。

3 事業実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、募集要項等に定める。また、事業者の提供する施設の設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、本市は事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。減額等の方法については、募集要項等に定める。

表2 リスク分担

段階	リスクの項目	No	内容	リスク分担	
				本市	事業者
共通	政策転換リスク	1	本市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	○	
	許認可取得リスク	2	許認可の遅延に関するもの（本市で取得するもの）	○	
		3	許認可の遅延に関するもの（本市で取得するもの以外）		○
	法令変更	4	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		5	上記以外のもの		○
	税制変更リスク	6	本事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		7	消費税率の変更	○	
		8	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		○
	住民対応リスク	9	本施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	○	
		10	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの）		○
	安全確保リスク	11	建設・維持管理・運営における事故、または安全確保に関するもの		○
	環境保全リスク	12	事業者が行う業務及び提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償リスク	13	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		○
		14	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		○
	物価変動リスク（※1）	15	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	○	▲
		16	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	○	▲
	資金調達リスク	17	事業者が調達する事業に必要な資金の確保に関するもの		○
		18	本市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
	債務不履行リスク	19	本市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
		20	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
		21	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		○
	不可抗力リスク	22	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		○
23		不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○		
契約前	応募費用	24	本事業への応募に係る費用		○
	契約の未締結・遅延リスク	25	優先交渉権者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		26	議会の議決が得られないことによる契約未締結・遅延	○	○
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	

段階	リスクの項目	No	内容	リスク分担	
				本市	事業者
設計・建設	測量・調査リスク	28	本市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	○	
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画リスク	30	本市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	○	
		31	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		○
	用地リスク	32	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（本市が公表した資料に示されたもの又は本市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）	○	
		33	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		○
		34	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
	工事遅延リスク	35	本市の帰責事由によるもの	○	
		36	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大リスク	37	本市の帰責事由によるもの	○	
		38	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達リスク	39	本施設完成後、要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害リスク	40	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
工事監理の不備リスク	41	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	
維持管理・運営	運営開始の遅延リスク	42	本市の帰責事由によるもの	○	
		43	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更リスク	44	本市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能リスク	45	本市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達リスク	46	事業者の行う維持管理、運營業務の内容が要求水準書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の変動リスク	47	本市の帰責事由によるもの	○	
		48	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷リスク	49	本市の帰責事由によるもの	○	
		50	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設契約不適合責任リスク	51	契約不適合責任期間内		○
		52	契約不適合責任期間終了後	○	
	需要変動リスク	53	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、本市の事由によるもの	○	
		54	生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの（※2）	○	▲

段階	リスクの項目	No	内容	リスク分担	
				本市	事業者
維持管理・運営	異物混入(食中毒含む)リスク	55	検収時における調達食材の異常	○	▲
		56	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		57	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		58	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		59	調理・配送業務における異物混入等		○
		60	配膳業務以降, 生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
		61	原因不明の場合(※3)	○	○
	アレルギー対応リスク	62	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		63	収集した情報の伝達ミス(送付漏れ・紛失等)による発症やアレルギー生徒の個人情報の流失(※4)	○	○
		64	調理段階における禁忌物質の混入		○
		65	配送校の誤り		○
	配送の遅延リスク	66	交通混雑による遅延(※5)	▲	○
		67	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
		68	調理の遅延による遅延		○
69		配送車両の交通事故による遅延		○	
70		食材の納入遅延による遅延	○		
運搬費増大リスク	71	配送校の変更による運搬費の変動(※6)	○	▲	
	72	燃料費の変動による運搬費の変動(※7)	○	▲	
	73	交通事情の悪化等による運搬費の増大		○	
移管	性能保証リスク	74	事業終了時における施設の性能保証に関するもの		○
	移管手続きリスク	75	事業の終了手続きに係る移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の精算手続きに関するもの		○

○主分担, ▲副分担

(※1) 一定範囲の物価変動は事業者, それ以上の物価変動は本市。

(※2) 生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については, 募集要項等で示す。

(※3) 負担方法については, 募集要項等で示す。

(※4) 帰責事由による

(※5) 交通混雑事由により, 本市と事業者で協議。

(※6) 本市と事業者で協議。

(※7) 一定範囲の変動は事業者, それ以上の変動は本市。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 基本的考え方

学校給食センターの施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」に提示するが、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCPの概念を取り入れた衛生管理に対応した施設・設備等を想定している。また、地産地消への取り組みや食育への配慮なども目指している。

2 立地条件

建設予定地の立地条件は、以下のとおりである。

建設予定地の造成・整地については本市で実施し、必要な範囲を事業者が無償で使用を許可する。

表3 立地条件

所在地	徳島県美馬市脇町字小星
敷地面積	3,900 m ² 程度
用途地域	脇都市計画区域内（非線引き）・用途指定なし
建ぺい率	60%
容積率	150%
前面道路	東側：市道脇町1号線、幅員12.0m

3 施設内容

本施設に必要な施設内容は以下のものが想定される。なお、本市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については、「要求水準書」に提示する。

表4 施設内容

区分	機能	
一般エリア	<p>【市専用部】市職員用事務室、更衣室、便所、書庫、倉庫 等</p> <p>【共用部分】玄関、トイレ、多目的トイレ、会議室、機械室・電気・ボイラー室、書庫 等</p> <p>【事業者専用部分】事業者用事務室 等</p>	
給食エリア	汚染作業区域	<p>[検収・下処理ゾーン]</p> <p>食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、根菜処理室、食品庫、各下処理室、手作りスペース、冷蔵庫・冷凍庫、米庫、計量室、洗米室、汚染区域器具洗浄室、物品倉庫、廃棄物庫、油庫 等</p> <p>[調理ゾーン]</p> <p>回収用風除室、洗浄室、残滓庫、 等</p>
	非汚染作業区域	<p>[調理ゾーン]</p> <p>野菜上処理スペース、揚物・焼物・蒸物室、煮炊き調理室・和え物室前処理室、和え物室、アレルギー食調理室、炊飯室、非汚染区域器具洗浄室、消毒保管 等</p> <p>[配送・コンテナプールゾーン]</p> <p>配送風除室・コンテナプール 等</p>
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理員用更衣室、調理員用休憩室、洗濯・乾燥室、調理員用便所、廃棄物庫 等
付帯施設	排水処理施設、合併浄化槽、受水槽、駐車場、駐輪場、敷地内通路、門扉及びフェンス、防火水槽、自家発電機 等	

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに募集要項等に提示する規定に従い、次の措置をとることとする。詳細については、募集要項等に提示する。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前各号の規定により本市が事業契約を解約した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、募集要項等に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、本市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 交付金及び地方債

本市は、本事業においての交付金及び地方債を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は地方債申請に必要な書類等の作成支援を行うこと。

(2) その他の財政上又は金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び起債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、本市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

本市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業契約の締結に関する議案は、令和4年3月定例会に付議する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、本市ホームページなどにより適宜行う。

・美馬市ホームページ <https://www.city.mima.lg.jp>

3 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

5 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

美馬市 美来創生局 にぎわい拠点課
〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
電話 (0883)52-8129
E-mail nigiwai@mima.i-tokushima.jp
美馬市ホームページ <https://www.city.mima.lg.jp>

(別紙1) 配食対象学校

令和3年5月1日現在

	学校名	所在地	児童・生徒数	教職員数	クラス数
中学校	江原中学校	美馬市脇町字曾江名 359 番地 41	138	19	8
	脇町中学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 78 番地	136	19	6(8)
	岩倉中学校	美馬市脇町別所 3406 番地	67	16	6
	美馬中学校	美馬市美馬町字谷ヨリ西 68 番地	155	21	9
	三島中学校	美馬市穴吹町三島字三谷 356 番地	34	13	3(5)
	穴吹中学校	美馬市穴吹町穴吹字井口 23 番地	61	15	5
	木屋平中学校	美馬市木屋平字谷口 235 番地 1	2	4	1(2)
	合計		593	107	38(43)
小学校	江原南小学校	美馬市脇町字拝原 829 番地	268	31	16(18)
	江原北小学校	美馬市脇町字西赤谷 3744 番地 2	16	5	3
	脇町小学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 116 番地	267	26	13(14)
	岩倉小学校	美馬市脇町岩倉 2879 番地	143	17	7(8)
	美馬小学校	美馬市美馬町字谷ヨリ西 68 番地	267	25	12(15)
	三島小学校	美馬市穴吹町三島字三谷 374 番地	58	13	7
	穴吹小学校	美馬市穴吹町穴吹字柏 40 番地	135	16	8
	木屋平小学校	美馬市木屋平字谷口 235 番地 1	3	3	2
	合計		1,157	136	68(75)
幼稚園	江原北幼稚園	美馬市脇町字西赤谷 3744 番地 2	4	6	1
	脇町幼稚園	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 116 番地	57	10	3
	木屋平幼稚園	美馬市木屋平字谷口 235 番地 1	3	1	1
	合計		64	17	5
全体合計			1,814	260	111(123)

※クラス数 () は、分割加配による学級・特認加配による学級・自校努力による学級を含む。

(別紙2) 園児・児童・生徒数推移の見込み

年度	児童・生徒数	園児数	教員数	合計
令和3年度	1,784	60	249	2,093
令和4年度	1,757	64	242	2,063
令和5年度	1,727	60	235	2,022
令和6年度	1,705	71	228	2,004
令和7年度	1,644	45	221	1,910
令和8年度	1,563	49	214	1,826
令和9年度	1,490	53	208	1,751
令和10年度	1,454	50	202	1,706
令和11年度	1,390	48	196	1,634
令和12年度	1,341	43	190	1,574
令和13年度	1,279	41	184	1,504
令和14年度	1,221	40	178	1,439
令和15年度	1,126	37	173	1,336
令和16年度	1,094	34	168	1,296
令和17年度	1,045	31	163	1,239
令和18年度	976	28	158	1,162
令和19年度	910	26	153	1,089
令和20年度	844	24	148	1,016

(別紙3) 美馬市学校給食センター建設予定地位置図
所在地：美馬市脇町字小星



建設予定地

(様式第1号)

様式第1号

令和 年 月 日

美馬市長 藤田 元治 あて

実施方針等に対する質問・意見書

「美馬市学校給食センター整備・運営事業」の実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	電子メール	

(1) 実施方針等に関する質問

						総質問数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1							
2							
3							

(2) 実施方針等に関する意見

						総意見数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1							
2							
3							

※1：質問・意見等は、本様式1行につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。
なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。